各法律に定められた
特定の戸籍に関する
証明を請求する際に

戸籍の証明書の手数料が無料になる場合があります

令和７年７月１日より、下記のいずれかに該当する方が、
各法律に定められた特定の戸籍に関する証明の請求の際に、
各担当課窓口での確認手続きを行うことで、
手数料が無料となる場合があります。
詳しくは、各担当課にご確認ください。

【担当部署】こども課

（福智町役場 本庁舎２階 別棟）
☎ 0947-22-3700

「児童扶養手当」の支給要件に該当する方 （児童扶養手当の手続きに必要な場合）
「特別児童扶養手当」の支給要件に該当する方 （特別児童扶養手当の手続きに必要な場合）
「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等」の支給を受けようとする方　または　その同一生計遺族や相続人

【担当部署】保険健康課

（福智町役場 本庁舎１階）
☎ 0947-22-3518

「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等」の支給を受けようとする方
「石綿による健康被害の救済給付」 または「特別遺族給付金」の支給を受けようとする方
「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金」の支給を受けようとする方
「ハンセン病元患者家族に対する補償金」の支給を受けようとする方 または　その遺族や相続人

※ 手数料納付後に手数料が無料となる事実を知った場合等でも、
条例の規定により、手数料の還付はできかねますので、ご了承ください。